

カザフスタン

経済特区を活用するには

ジェトロ海外調査部欧州ロシア CIS 課 芝元 英一

カザフスタンでは外資誘致策の一環として、国内10カ所に特別経済区を設けている（図）。しかし、投資の優先分野や誘致体制は特区によってさまざまであることから、企業にとっては進出先や進出条件を見極めるのが難しい。進出には各特区の内容を十分に精査することが求められる。

特区法と投資法

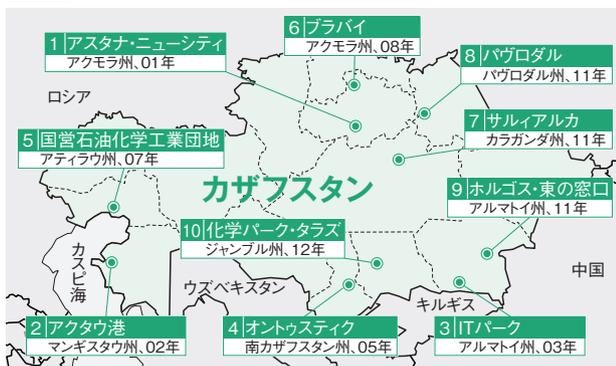
国を挙げて「産業の多角化」「高度技術の導入」に取り組むカザフスタンが、期待を寄せるのが外資誘致である。特別経済区（以下、特区）も外資誘致の一環として設置された。国際的な鉱物資源価格の低迷やロシア経済の不振などの影響により経済成長が鈍化する中、ナザルバエフ大統領が2014年11月に国民向けに行った教書演説でも、「15年に810億テンゲ（約4億3,870万ドル）を一部の特区へ追加投資する」と表明した。

11年制定の特別経済区法（以下、特区法）は、その目的について、「近代的で高度な生産性と競争力のある生産設備の開発を促進し、各経済分野と地域に投資と新技術を誘致し、雇用の促進を図ること」と定め

ている。特区に関する基本方針は国が設定し、管理会社は国や地方政府などによって設立される。特区の設置期間は、観光特区「ブラバイ」が約10年間、それ以外の特区は通常25年間。主な優遇措置やその適用条件は共通している。通常、企業に課す法人税（20%）、土地税（10%）、資産税（1.5%）、付加価値税（12%）が無税扱いとなり、域内に輸入される物品の関税も免除される。土地の使用料も10年間は無料だ。優遇措置適用の条件としては、特区への入居のほか納税者登録をする、特区域外に関連組織を持たない、特区指定の優先分野の生産によって年間総所得の90%以上が賄われている……などである。

他方、14年6月に改正された投資法（03年制定）でも、国の定める優先投資プロジェクトへの優遇措置について規定している。法人税および土地税（いずれも10年間免除）、資産税（8年間免除）、関税の免除、土地や建物などの固定資本への投資額の30%を上限とする現物供与、建設や設備の調達・設置額の30%を上限とする還付……など。15年6月10日に東京で行われた「カザフスタン・ビジネスセミナー」（ロシアNIS貿易会・国際協力機構共催）では、投資発展省傘下の株式会社、国家輸出・投資庁“KAZNEX INVEST”のアルマス・アイダロフ副社長（特区担当）が、「特区法」と「投資法」の違いについて次のように説明した。優遇措置の内容に関しては両者に大きな違いはないが、特区は対象期間が25年間と長いこと。また優先分野については、投資法が分野（冶金、化学、石油化学、機械、建築材生産、食品加工）で区分しているのに対し、特区法は優先分野を特区ごとに規定していること。さらに投資法では最低2,000万ドルの出資額が必要だが、特区法には最低出資額がないことである。

図 カザフスタンの特別経済区（SEZ）の所在地



注：①()内は所在地および設立年を示す。②アスタナ、アクタウ、ブラバイ、サルィアルカ、パヴロダル、ホルゴス、タラスは地名、③オントゥスティクはカザフスタン語で「南」の意
 資料：KAZNEX INVESTのウェブサイトを基に作成

表 各特区の概要

2015年6月末時点

特別経済区名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	アスタナ・ニューシティ	アクタウ港	ITパーク	オントウステイク	国営石油化学工業団地	ブラバイ	サルリアルカ	バヴロダル	ホルゴス・東の窓口	化学パーク・タラズ
設立年月(有効期限)	2001年6月(2027年)	2002年4月(2028年)	2003年8月(2028年)	2005年7月(2030年)	2007年12月(2032年)	2008年1月(2017年)	2011年11月(2036年)	2011年11月(2036年)	2011年11月(2035年)	2012年11月(2037年)
規模(ヘクタール)	7,562.3	2,000	163.02	200	3,475.9	370	534.9	3,300	5,740	505
優先分野	建設、近代的インフラ開発、高度生産技術の創造ほか	鉄鋼、石油化学製品、機械・家電設備、電気モーター、薬品、ビル建設ほか	IT、テレコム、再生エネルギーほか	繊維製品	石油化学製品	アクモラ州観光開発	金属加工、化学産業	化学、石油化学産業	輸送、ロジスティクスセンター	化学製品
登録企業数(社)	89	33	151	24	29	3	10	46	71	3
個別ウェブサイト(英語版の有無)	○(有)	○(有)	○(有)	×	○	○	○	×	○(有)	○(有)
インフラ整備完了予定時期(年)	2016	2015	2016	完了	2017~18	完了	完了	2017~18	2015	2016

注：登録企業数(計459社)は2015年5月4日現在。活動企業数は登録数より少ない(例：ITパーク37社)
資料：KAZNEX INVEST ウェブサイト(ITパークの進出企業数はカザフスタン・ビジネスセミナー(東京)を基に作成)

各特区のインフラ整備状況は

特区には課題も多い。政府は国内有数の油田やガス田を有する地域や中国との国境沿いの地域など、地域の特性に合わせた特区を作っている。従って各特区によって対象業種はさまざまであり、業種が競合することもある。整備状況や企業の進出度合いにも差が生じている(表)。インフラ整備が完了しているからといって、企業の入居が必ずしも進んでいるわけではない。インフラ整備完了時期と企業進出状況は相関していないのだ。

例えば、16年にインフラ整備が完了する予定のアルマトイ市郊外にある特区「ITパーク」。特区法施行前の05年には国内8カ所の「テクノパーク」の一つとして認定され、現在は対象地域163ヘクタールのうち14ヘクタールの整備が完了、入居も終えている。残る149ヘクタールの整備状況は50%程度。だが登録企業数は151社と、国内10カ所の特区の中で最も多い。イスラエル、韓国などの外資系企業も含め37社が活動している。ここでは全特区共通の優遇措置に加え、社会税の免除(5年間)や、14年末までにカザフスタン国内で登録し同特区の域外で活動する企業は、特区の入居企業として認められるなどの特例措置も与えられる。

特区「アクタウ港」も02年の設立以来、同国石油生産の25%を担う石油基地が周辺にあり、カスピ海への出口としての地の利もある同港の優先分野は、鉄鋼製品や石油化学のほか、機械、製薬、ビル建設など多岐にわたる。「アスタナ・ニューシティ」もインフラ整備が16年までかかるとみられるが、既にフランスのアルストム(電気機関車製造)、米国のGM(ゼネラルモーターズ、ディーゼル機関車製造)、スペインのタル

ゴ(旅客用列車製造)、ドイツのメトロ(スーパーマーケット経営)などが進出成功例として挙げられている。

一方、インフラ整備は完了しているといわれる「ブラバイ」(観光開発)、「オントウステイク」(繊維)では情報提供を行う独自のウェブサイトがないか、あったとしても英語版が整備されていない。「タラズ」「バヴロダル」「アクタウ港」「サルリアルカ」などの特区では、化学や石油化学系の産業が優先分野として挙がっている。企業にとっては選択肢が広がる半面、特区間で競合する可能性があり留意が必要だ。

求められる具体的な情報

「ITパーク」や「アクタウ港」のようにセミナーやウェブサイトで外国企業の進出例を紹介している特区では、11年の特区法制定以前から特区が設置され、管理会社が運営に当たってきた。管理会社と進出企業が、長期にわたる交渉を通じて特区と進出企業双方にとって利益の出る方法を模索してきた結果ともいえよう。

前出のビジネスセミナーに出席していたある日本企業の関係者は、1990年代に東欧諸国が外資導入に向けた環境整備に、レストランや教育施設などの細かい点まで含めて努めたことに言及。さらなる具体的な誘致策をカザフスタンが講じるよう期待すると述べた。

各特区の公開情報の不足、法律上の規定と実際の運用段階での解釈の違い、入居手続きや免税手続きなどの行政手続きに伴うコストへの不安など、進出検討時に不明な点は依然多い。一方で数は少ないが既に進出している外国企業もある。日本企業としては、現地政府関係機関、特区の管理会社、既進出企業から具体的情報を集める努力が必要とされるゆえんである。 